

**岩手県立大学及び岩手県立大学盛岡短期大学部令和9年度入学者選抜会場等
設営及び屋外警備業務委託契約書（案）**

- 1 業務名 岩手県立大学及び岩手県立大学盛岡短期大学部令和9年度入学者選抜会場等設営及び屋外警備業務委託
- 2 委託料 金 円（うち消費税及び地方消費税額 金 円）
- 3 委託期間 令和8年 月 日から
令和9年3月31日まで
- 4 契約保証金 金 円

公立大学法人岩手県立大学（以下「甲」という。）と **<受託者名称>**（以下「乙」という。）とは、上記業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、別記岩手県立大学及び岩手県立大学盛岡短期大学部令和9年度入学者選抜会場等設営及び屋外警備業務委託仕様書に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を上記の委託料及び委託期間をもって乙に委託し、乙はこれを受託した。

2 乙は、委託業務の実施に当たっては、同仕様書に従い、これを誠実に実施しなければならない。
（指示）

第2条 甲は、委託業務の実施に関し、甲の職員をして乙の履行状況を監督させ、又は必要な事項について指示させることがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要と認めるものについては、甲の指示を受けるものとする。
（運用管理者等）

第3条 乙は、委託業務に従事する者（以下「運用管理者等」という。）の選定に当たっては、必要な知識及び技能を有し、かつ、委託業務を適切に処理できると認められる者を選定するものとし、この契約の締結後、速やかに運用管理者等名簿を甲に提出するものとする。

なお、運用管理者等の変更があった場合には、直ちに、書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、運用管理者等が委託業務を処理することが不適当であると認められる場合は、乙に対し、是正措置を講じるよう請求することができるものとし、乙は、甲からの請求があった場合は、速やかに対処するものとする。

（委託業務内容の変更等）

第4条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託料及び委託期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第5条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する理由による場合は、この限りでない。

（業務完了報告及び完了確認）

第6条 乙は、委託業務が完了したときは、岩手県立大学及び岩手県立大学盛岡短期大学部令和9年度入学者選抜会場設営及び屋外警備業務委託完了報告書（様式第1号）を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定による書類を受理したときは、当該書類を審査し、委託業務の実施状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を取るべきことを乙に指示するものとする。

3 乙は、前項の規定による指示に従って措置した場合は、その結果を甲に報告するものとする。
(委託料の請求等)

第7条 乙は、前条の規定による委託業務の完了確認を受けた後、岩手県立大学及び岩手県立大学盛岡短期大学部令和9年度入学者選抜会場等設営及び屋外警備業務委託料請求書(様式第2号)を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する請求書を受理したときは、請求を受けた月の翌月25日まで(以下「約定期間」という。)に委託料を支払うものとする。

3 甲は必要があると認める場合は、委託料の3割以内を前金払いすることがある。

4 乙は、前金払いを請求しようとするときは、岩手県立大学及び岩手県立大学盛岡短期大学部令和9年度入学者選抜会場等設営及び屋外警備業務委託料前金払請求書(様式第3号)及び前金払請求理由書(様式第3-1号)を甲に提出するものとする。

この場合、前払金に1千円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てるものとする。

5 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた月の翌月の25日までに前払金を支払わなければならない。

(違約金)

第8条 甲は、乙が甲の定める期間内に契約を履行しない場合には、遅延日数に応じ、委託料につき年3.0パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

(遅延利息)

第9条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、第7条第2項の規定による委託料の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払遅延した委託料につき年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

(契約不適合責任)

第10条 第6条の規定による完了確認後、契約の目的物(※成果物)に不適合があると認められる場合は、甲は、乙に対し、期限を指定して再履行を請求し、又は不適合の程度に応じた委託料の減額を請求することができる。

2 前項の規定は、甲の損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

3 第1項の規定する場合において、その不適合が甲の提供した資料等の性質又は甲の与えた指示によって生じたものであるときは、甲は、その不適合を理由として再履行の請求、委託料の減額請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。ただし、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第6条の完了確認後1年以内であって、かつ甲が当該契約不適合を知った時から3ヶ月以内に甲から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、第6条の規定により契約の目的物(※成果物)を甲に引き渡したときにおいて、乙がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(甲の催告による解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 第3の委託期間内に業務が終了しないとき、又は委託業務を終了する見込みないと乙が認めるとき。

- (3) 契約の履行について不正の行為をしたとき。
 - (4) その他乙又はその代理人がこの契約に違反したとき。
- (甲の催告によらない解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が委託業務を実施することができなくなったとき。
- (2) 乙がこの契約の委託業務の履行を拒絶する意思を明確にしたとき。
- (3) 乙が債務の一部の履行が不能な場である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確にした場合において、残存する部分のみでは契約した目的が達成できないとき。
- (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明確なとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

(暴力団等の通報)

第13条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

(甲の損害賠償請求等)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 委託期間内に委託業務を完了することができないとき。
- (2) 委託業務の履行内容に契約不適合があるとき。
- (3) 第11条又は第12条の規定により、委託業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能

であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、請負代金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 11 条又は第 12 条の規定により委託業務の完了前にこの契約を解除されたとき。

(2) 委託業務の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者が、この契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料から出来形部分に相応する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額とする。

6 第 2 項の場合において、甲は、履行保証保険契約の保険金をもって同項の違約金に充当することができる。

（契約解除に伴う特例）

第 15 条 第 12 条第 1 項第 1 号の規定により、この契約が解除された場合において、委託業務の一部が完了しているときは、甲は、当該完了部分を確認の上、相当と認める金額を支払い、成果報告帳票の引渡しを受けることができる。

（委託料の返還）

第 16 条 乙は、第 11 条及び第 12 条第 1 項第 2 号から第 7 号の規定により、この契約が解除された場合において、既に委託料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

2 契約が解除された場合、又は乙がその債務の履行を拒否し、若しくは、乙の債務について履行不能となった場合において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

（延滞金）

第 17 条 乙は、前条の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額に付き年 3.0 パーセントの割合で計算した延滞金を甲に納付するものとする。

（権利義務譲渡等の禁止）

第 18 条 乙は、この契約から生じる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供さないものとする。ただし、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

（再委託等の禁止）

第 19 条 乙は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらか

じめ甲の文書による承認を得たものについては、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この契約の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙が本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、乙自らの行為とみなし、これに対しては、乙が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第20条 乙の代表者又はその代理人、使用人その他の従事者は、委託業務の実施に当たって知り得た内容について、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(資料等の権利帰属)

第21条 委託業務の実施のため甲が乙に提供した選抜にかかる資料（以下「資料等」という。）に関する一切の権利は、甲に帰属する。

2 乙は、甲が成果物を使用することについて、これを承諾するものとする。

(資料等の管理)

第22条 乙は、資料等の外部への漏えい、滅失、き損等を防止するため、施設設備の管理運営体制に必要な措置を講ずるとともに、善良なる管理者の注意義務をもって資料の適正な管理に当たらなければならない。

2 甲は、乙に対して、前項に係る乙の講じた措置について、報告させるとともに、必要に応じて、その改善を求めることができる。

(取扱状況の報告等)

第23条 甲は、乙が取り扱う個人情報の取扱状況について、必要に応じ報告を求め、又は事前に通知の上実地に調査をすることができる。

2 甲は、乙に対し、前項の規定による報告又は調査の結果に基づき、必要な指示をすることができる。

(安全確保上の問題への対応)

第24条 乙は、本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事案の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の事案が個人情報の漏えい、滅失又はき損その他安全確保に係る場合には、直ちに甲に対し、当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告し、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置に関する甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、事案の内容、影響等に応じて、その事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応（本人に対する適宜の手段による通知を含む。）等の措置を甲と協力して講じなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第25条 乙は、委託業務に係る資料等を委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の文書による承認を得たものについては、この限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第26条 乙は、第2条第1項の規定による甲の指示によるものを除き、委託業務に係る資料を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の運搬)

第27条 委託業務に係る資料等の運搬は、乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

(契約終了後の処理)

第28条 乙は、この契約が終了し、又は解除した場合、甲の指定したものを除き、甲から提供を受けた資料（全部又は一部の複製物を含む。）の全てをこの契約の終了後速やかに甲に返還するものとする。

（補則）

第29条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 岩手県滝沢市巣子 152-52
公立大学法人岩手県立大学
理事長 石堂 淳

乙 <住所>
<商号又は名称>
<代表者氏名>

様式第1号

令和 年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

住所

商号又は名称

代表者氏名 印

岩手県立大学及び岩手県立大学盛岡短期大学部令和9年度入学選抜会場等設営
及び屋外警備業務委託完了報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記委託業務について、業務を完了したの
で次のとおり業務実績を報告します。

記

1 完了年月日 令和 年 月 日

2 業務実績内容

様式第2号

令和 年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

住所

商号又は名称

代表者氏名 印

登録番号

岩手県立大学及び岩手県立大学盛岡短期大学部令和9年度入学者選抜会場等設営及び屋外警備業務委託料請求書

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記業務委託が完了したので、契約書第7条の規定に基づき、次のとおり委託料を請求します。

記

金 門

既受領金額	金	円
今回請求額	金	円
合 計	金	円

振込先 銀行 支店

普通・当座 NO.

令和 年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

登録番号

岩手県立大学及び岩手県立大学盛岡短期大学部令和 9 年度入学者選抜会場等設営
及び屋外警備業務委託料前金払請求書
令和 年 月 日付けで契約を締結した標記業務委託について、契約書第 7 条の規
定に基づき、次のとおり前金払を請求します。

記

金 円

今回請求額	金 円
未請求金額	金 円
合 計	金 円

振込先 銀行 支店

普通・当座 NO. _____

令和 年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

前 金 払 請 求 理 由 書

岩手県立大学及び岩手県立大学盛岡短期大学部令和9年度入学者選抜会場等設営及び屋外警備業務委託契約書第7条の規定に基づき、次の理由により前金払を請求します。

記

1 委 託 業 務 名

岩手県立大学及び岩手県立大学盛岡短期大学部令和9年度入学者選抜会場等設営及び屋外警備業務委託

2 委 託 金 額

円

3 前払請求金額

円（契約額の %）

4 請 求 理 由